

官報 号外

平成十九年五月十一日

○第百六十六回 衆議院會議録 第二十九号

平成十九年五月十一日(金曜日)

議事日程 第二十三号

平成十九年五月十一日

午後一時開議

- 第一 一種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)
- 第三 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)
- 第四 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)
- 第五 平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)
- 第六 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 一種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十九年五月十一日 衆議院會議録第二十九号

種苗法の一部を改正する法律案 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外四件

種苗法の一部を改正する法律案 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外四件

午後一時三分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 一種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、種苗法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長西川公也君。

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(西川公也君登壇)

○西川公也君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、植物新品種の育成者権の侵害が疑われる事例が増加している状況等にかんがみ、育成者権の適切な保護に資するため、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するとともに、育成者権侵害罪の罰則を引き上げ、品種登録表示の努力義務化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十一日参議院から送付され、二十五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌二十六日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五月十日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

日程第三 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

日程第四 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

日程第五 平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

日程第六 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二ないし第六に掲げました平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)外四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長仙谷由人君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(仙谷由人君登壇)

○仙谷由人君 たいま議題となりました平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外四件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成十七年度一般会計予備費(その一)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費等十五件で、その使用総額は九百九十六億円余であり、(その二)は、豪雪に伴う道路事業に必要な経費等二件で、その使用総額は百一十億円余であります。

次に、平成十七年度特別会計予備費は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費等二特別会計の二件で、その使用総額は二十億円余であります。

最後に、平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その一)は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額等五特別会計の十五件で、その経費増額の総額は七百七十五億円余であり、(その二)は、労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰り入れに必要な経費の増額等三特別会計の三件で、その経費増額の総額は七百六十七億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき第六十五回国会において尾身財務大臣から説明を聴取した後、昨十日に質疑を行い、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第四ないし第六の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣菅義偉君。

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、健全化判断比率の公表に関する事項であります。

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならぬこととしております。

第二は、財政の早期健全化に関する事項であります。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めなければならないこととしております。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、かつ、公表しなければならぬこととしております。

第三は、財政の再生に関する事項であります。

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定めなければならないこととしております。また、財政再生計画について、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることとしております。

第四は、公営企業の経営の健全化に関する事項であります。

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならぬこととしております。また、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めなければならないこととしております。

以上が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。石田真敏君。

(石田真敏君登壇)

○石田真敏君 自由民主党の石田真敏でございます。私は、自由民主党及び公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について質問いたします。(拍手)

地方分権改革を進めていくに当たり、地方自治体の財政健全化努力をさらに促し、悪化した財政の立て直しと住民から信頼される規律ある財政運営を確保することは、最優先で取り組まなければならない重要な課題であります。

現在、多くの自治体が、歳入の減少の一方で、少子高齢化に伴う福祉関係経費の増加や地方債の返済に苦しみ、非常に厳しい財政状況にあります。このような状況のもと、多くの自治体が投資的事業の圧縮や人件費の抑制など、真剣に改革に取り組んでいるところであります。

しかし、残念ながら、中には、議会、住民も含めて、現状認識が不十分であったり過去のしがらみに引きずられたり、人件費に対する切り込みなどまだまだ取り組みが甘いと思われる団体も見受けられます。特に、一般会計は黒字で一見問題ないように見える団体であっても、国民健康保険や病院、観光事業などの特別会計に赤字や借金がたまっていく団体、あるいは地方公社や第三セクターの運営に問題を抱えている団体など、潜在的な財政悪化の要因を抱えたままの自治体もみられます。

実際、自分たちの町の真の財政状況がどうなっているのか、よくわからないままに、最後は国が何とかしてくれるのではないかと、そういう漠然とした意識で、とりあえず問題を先送りしていると

いう自治体も少なからずあるように感じます。そのような中で明らかになつた夕張市の財政破綻は、改めて多くの国民が、自分たちの町は大丈夫かと不安を抱きつかけにもなりました。もちろん、夕張市の場合は、同じ人口規模の他の自治体に比べ、倍以上の職員数を抱えたまま、不適正な財務処理により赤字を隠しつつ、過大な施設投資を行つてきた例外的なケースだと思ひます。しかし、過去の負債を抱え、あるいは今後困窮の世代の職員の大規模退職を控え、自分たちの町の財政に不安を抱いている人は決して少なくありません。

自治体の財政は、首長はもちろん、議会や監査委員がチェックを行い、みずから健全な財政を維持していくことが基本であります。そして、地方分権を進めていくということは、財政運営において、自治体の自由度が高まる一方で、自治体により強い自律が求められるということでもあります。

そのためにも、今求められている国の役割としては、住民の受ける公共サービスに支障を来すような深刻な財政危機に至ることを未然に防止するため、国民にわかりやすい自治体財政の情報開示の仕組みを構築するとともに、透明で明確なルールのもとで、自治体の財政健全化の取り組みを強力に促し、実現する制度をきちつと構築しておくことだと思ひます。

本法案は、まさにその部分に力点を置かれ、菅総務大臣の強力なリーダーシップのもとに、今国会に提出されたものと理解をいたしてあります。現在の自治体の再建制度は五十年以上前につくられたものであり、さまざまな課題が指摘されておりました。今回の法律案は、それを抜本的に見直す、まさに画期的なものであるとの理解に立った上で、以下、本法案について四点到り質問をいたします。

まず、今回の法案につきましても、竹中前総務大臣のときに、地方自治体の新しい再生法制として

て検討課題に取り上げられ、三年以内に整備するという方針であつたと思ひますが、菅総務大臣になられてから、これを相当倒しして、今国会に提案されたのではないかと思ひます。

ここに自治体財政の健全化に対する菅総務大臣の意気込みを感じる次第ですが、改めて、夕張問題も踏まえた現在の地方自治体の財政状況と、今後の財政の健全化に対する総務大臣の基本的な考え及び御決意をお伺ひいたします。

次に、法案の内容についてであります。地方自治体の財政悪化に対しては、これまでの制度では、法に基づいて再建するかしんないかは、すべてその自治体の申し出にゆだねられていました。また、情報開示が不十分で、財政の早期の健全化のための仕組みがなく、結果的に財政悪化が非常に深刻な事態に陥つてしまふことになることと指摘もあつたところであります。

このような現行制度が抱えている課題の上に立つて今回の法案を提案されていると思ひますが、これを含め、現行の制度のどのような課題について、どのように対応しようかとされているのか、改めてその主眼をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、法案では、財政の健全化をあらわす指標を整備し、これらの財政指標が一定程度悪化した自治体は財政健全化計画や財政再生計画を策定しなければならぬことを法律で義務づけています。このようにして、情報開示の徹底と自主的な改善努力をはつきりと法律上の義務とすることで財政規律を確保することは、地方分権時代にふさわしい国と地方の透明なルールづくりを行うという点でも高く評価できるものと考えます。

ただ、早期健全化や財政再生の対象となる基準につきましても、地方自治体の置かれた地域事情や財政規模は千差万別であり、ぜひとも政府において慎重な検討をお願いしたいところでございませう。

特に、市町村の間には、今度の法律で用いられ

る指標や基準が、これまでの財政運営で念頭に置いていたものと大きく異なることを心配する向きもあります。かつて市長であつた自分の経験からしましても、例えば、実質収支については赤字にならないように、起債制限比率については黄信号と言われる一五%を超えないようになど、財政指標を見ながらの財政運営に当たつておりました。これまでの指標では健全な財政運営だと思つていた団体が、新しい法律のもとでは突如財政健全化や財政再生の対象となれば、現場で混乱が生じることも懸念されますので、対象団体の基準設定に当たつては、既存の指標の考え方も十分整合性をとることが必要と考えます。

そこで、現時点において、財政の早期健全化や財政再生の対象となる団体の基準についてどのような考え方を持っておられるのか、大臣のお考えをお伺ひいたします。

最後に、法案の施行スケジュールに関して伺います。本法案によつて、自治体の財政の情報開示や健全化の促進がなるべく早期に行われることが重要だと考えますが、その反面、各自治体にとっては大きな制度変更であり、先ほど述べましたように、新しい財政指標を公表した結果、突然財政健全化計画を策定しなければならぬことになる団体も出てくることと想定されます。制度に関する事前の十分な周知や準備期間が必要になると考えます

が、この法案では、施行方法に關しどのような対応がなされているのか、お伺ひいたします。以上の四点到り關しまして、菅総務大臣の簡潔明瞭な御答弁をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣菅義偉君登壇〕
○国務大臣菅義偉君 石田議員から四点について御質問がありました。

まず、地方公共団体の財政状況とその健全化に

対する基本的な考え方と決意についてでありました。

地方公共団体は、過去に発行した地方債の償還や高齢化の進展等により財政構造の硬直化が進み、極めて厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

こうした状況にあつて、夕張市は不適正な財務処理を行つていたわけでありますが、各地方公共団体は、財政ルールを守りつつ、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められております。さらに、今後地方分権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要であると考えます。

そこで、現行の再建制度を約五十年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図る新たな法制度を整備することとしたものであります。この制度により、分権時代にふさわしい、地方の自己規律による財政の健全化を力強く推進してまいりたいと考えます。

次に、現行制度の課題に対する対応についてお尋ねがありました。現行の再建制度には、一般会計等の実質赤字というフロー指標のみを用いていること、地方公共団体の申し出により再建を行う仕組みであること、財政悪化を早期に防止するための早期是正機能がないこと等の課題が指摘をされております。これらに対応するため、地方公共団体の各会計を力バーする新たなフロー指標や、公営企業、公社、第三セクター等を含めた実質的な負債をとらえるストック指標を導入すること、これらの指標に基づいて、財政悪化の早い段階から自主的な財政健全化を義務づけること、さらに財政状況が悪化した場合には、財政再生計画の策定を義務づけることなどを柱とする新たな制度を整備するものであります。

次に、財政の早期健全化や財政再生の対象となる団体の基準の考え方についてお尋ねがありました。

財政の早期健全化や再生の対象となる団体の基準については、年内に政令において定めることと予定をいたしております。

その際には、財政の早期健全化は、深刻な財政悪化を未然に防止するため、住民によるチェック機能を生かしながら、自主的な財政の健全化を図る段階であること、財政の再生は、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、地方債の制限や国の関与等を伴ってその財政の健全化を図る段階であることとの本法案の規定の趣旨のつとて検討してまいります。

具体的には、現行制度で用いられている地方債における許可制への移行基準や、現行の再建団体にならなければ起債が制限される基準等を十分勘案して、検討してまいりたいと思っております。

最後に、法律案の施行方法についてお尋ねがありました。

地方公共団体の財政の健全化に資するためには、本法案をできる限り速やかに施行することが望まれます。また一方で、周知期間や、地方公共団体に本法に基づく制度を前提とした予算編成の機会を付与することが必要であると考えております。

そこで、財政指標である健全化判断比率の公表の規定については、法律の公布後一年以内で政令で定める日から適用することとし、財政健全化計画の策定等の義務づけについては、平成二十年度決算に基づき措置から適用することとしたところであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 福田昭夫君。

(福田昭夫君登壇)

○福田昭夫君 民主党の福田昭夫でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たまたいま議題となりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について質問します。(拍手) 小泉内閣が進めた三位一体の改革は、国の赤字

を地方に押しつけただけの改革でした。所得税から住民税へ三兆円の税源移譲がありました。地方の財源は何と六兆八千億円も削減された上に、自由度も一向に高まりませんでした。都道府県格差はますます拡大し、今、地方自治体は厳しい財政運営を迫られています。

例えば、多額の地方債を発行した結果、地方債を起債する際に都道府県の許可を必要とする水準にまで財政が悪化している市町村は、全体の二割を占めています。また、平成十七年度において市町村の国民健康保険事業の何と四一・二%、四割強が赤字、水道、交通、病院等の地方公営企業の一三・五%が赤字となっております。

こうした現状を踏まえれば、本法案のように地方自治体の財政全般、つまり普通会計だけでなく、国民健康保険や介護保険事業の会計、公営企業会計等の財政状況をトータルでとらえて隠れ借金を洗い出し、財政状況の悪い自治体に対処策を求める制度を導入することは必要不可欠だと考えております。しかし、本法案には不十分な点が幾つもあります。地方六団体の提言などをどのように生かしたのかを含め、政府の考え方を伺います。

まず、本法案とも密接な関係にある夕張市の問題についてお尋ねします。

夕張市は、市の規模に見合わない過大な職員を抱えたり、採算の見込みの立たない観光施設に多額の投資を行うなど、放漫な財政運営を行う一方で、会計操作を行い、赤字額を見えなくする不適正な財務処理を行ってききました。その結果、巨額の赤字を積み上げ、市当局はもろろん、住民自身に痛みを強い、北海道の支援も受け入れるという事態を招いています。しかし、外から見ている限り、だが、いづつ、どのように間違えたのか、その責任についてはあいまいなままです。この点について、総務大臣の明快な見解を伺います。

仮に本法案が成立していれば、夕張市の不適正な財務処理を早期に見出し、赤字が巨額になる前

に対処することができたのでしょうか。できるのであれば、夕張問題のどの部分が本法案のどの規定によってチェックできるのか。あるいは、本法案によってもチェックしきれない夕張問題が残るのであれば、それは何か。本法案によっても夕張市のような財務処理を早期に見出すことができないのであれば、どのようにしたら早期に見出さると考えているのか、総務大臣の答弁を求めます。

また、夕張市は、十八年間で約三百五十三億円にも上る赤字を解消するとしています。菅総務大臣は、そのような夕張市の財政再建に対して、国が何らかの支援を行う意向を表明しましたが、どのような支援を行うのですか。また、夕張市に対して行おうとしている支援は今回だけの特例措置なのか、同様の自治体があれば同様の支援を行うのか、総務大臣の答弁を求めます。

次に、自治体間の格差の問題について伺います。

ことしの六月から税源移譲が実施されることにより、富める自治体とそうでない自治体との間の財政格差がますます拡大していくことが懸念されています。

読売新聞の全国首長アンケート調査によると、全国の知事、市区町村長の何と九割が小泉内閣の三位一体の改革で地域間格差が拡大したと答えています。こうした自治体間の格差を放置し、地方の税源の確保を怠れば、財政破綻する自治体が続出することが十分予想されます。

私は、地方への個別税源の移譲と加えて、地方六団体の提言にあるように、地方固有の財源である地方交付税を地方共有税とし、地方の共同法人が直接配分する仕組みを導入することがぜひとも必要だと考えています。いかがでしょうか。総務大臣は自治体間の格差を是正するためにどのような対策を講じるのか、具体的な答弁を求めます。

以下、本法案の具体的な内容について伺います。

本法案は、各自治体に対して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という四つの財政指標の公表を義務づけ、指標が一定水準よりも悪くなった場合、財政健全化計画、財政再生計画の策定を義務づけるというものです。

しかし、財政指標のうち、連結実質赤字比率と将来負担比率については、算出方法の一部を総務省令に委任してしまっているため、各自治体の数値が具体的にどのようになるのか、明らかにされていません。

また、本法案は、指標がどの程度まで悪化したら早期健全化や財政再生の対象となるのか、具体的な数値を示していません。その数値いかんによって対象団体となるのかが決まることから、財政指標が悪い自治体は戦々恐々としているのが実情です。我々も、本法案の肝心な部分だけが抜け落ちてしまっているのは、十分な審議などできるはずがありません。白紙委任を求めるかのような政府の姿勢に強く抗議をします。総務大臣は、具体的にどのような観点から数値を設定しようとしているのですか、明快な答弁を求めます。

あわせて、財政健全化計画等の計画の義務づけは、憲法上の地方自治の保障の一環に位置づけられる財政自主権の保障とそが生じることはないのかどうか、大臣の見解を求めます。

また、地方自治体の財政が悪化し、財政再生の対象となった場合に、住民が財政再生のためにどこまで負担を負うべきなのかという住民負担の問題については、余り検討されずに法案提出に至っています。当然、本法案にも盛り込まれていません。自治体が財政再建団体または財政再生団体になってしまえば、軽重はあるにしても住民負担が生じることは確実です。私は、事前の防止策として住民監視制度、例えば多額の起債事業については住民投票を導入する仕組みなどが必要と思いますが、いかがでしょうか。大臣の答弁を求めます。

次に、債務調整の導入について伺います。

本法案のもととなつてゐる総務省の新しい地方財政再生制度研究会の報告書では、債務調整の導入について明確な結論を出していません。地方自治体の債務調整、つまり借金の棒引きを導入すると、金融機関が地方自治体に融資する際に自治体の返済能力をきちんとチェックし、安易な融資が行われなくなるといふメリットがあります。しかし、その一方で、地方金融機関の経営に悪影響を与え、財政力の弱い自治体は必要な資金を借りられなくなるとも言われています。

総務省は債務調整等に関する調査研究会を立ち上げ、債務調整についての検討を行つていますが、総務大臣は債務調整制度を導入することについてどのように考えているのですか。私は、債務を全額返還すること、首長の責任を問ふこと、無利子の繰り上げ一括償還借りかえ制度の導入などの仕組みが必要だと考えていますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

次に、地方自治体の監査制度や外部監査制度のあり方について伺います。

まず、監査委員制度について伺います。本法案では、四つの財政指標を監査委員の審査に付した上で公表することとしています。したがつて、監査委員は、各自自治体が示す指標が適正なものであるかどうかを監査する非常に重要な役割を担ふこととなります。また、不適正な財務処理を発見するためには、地方自治体の財務を監査する監査委員制度がきちんと機能していることが必要です。しかし、現行の監査委員制度のもとでは、緊張感のない、形式的な監査となつてゐるケースが多いのが実情です。これでは、本法案の適正な施行にも疑問符がつきます。

監査委員制度を強化し、その独立性を高めるためには、役所のOB枠をなくすといったことが必要です。また、監査委員に公認会計士や弁護士などの有資格者の枠を設けるなど、監査委員の専門性を向上させることが必要です。政府は、このよ

うな監査委員制度の改革に手をつけるつもりがあるのかどうか、総務大臣の答弁を求めます。

次に、外部監査制度について伺います。本法案は、財政再生計画を策定した場合は個別外部監査人の監査に付すこととしています。しかし、平成九年の地方自治法の改正で導入された外部監査制度は、まだ定着してないのが実情です。個別外部監査制度は、地方自治体が条例を定めた場合のみ実施できるものですが、条例を定めていない自治体は平成十七年度時点で百四十一団体にすぎません。外部監査は、専門性の高い第三者が自治体の財務状況などをチェックするための制度であり、隠れた借金や不適正な財務処理を発見するために役立つものと言えます。総務大臣は、外部監査制度の義務づけ自治体を拡大する意向はあるのかどうか、答弁を求めます。

最後に、公会計制度のあり方について質問します。現在、地方自治体の多くは単式簿記を採用しています。単式簿記は、家計簿と同じく、現金の出入りだけを記載するものであり、期末における財産の残高などを把握することができないという限界があります。一方、先進自治体では、現金、土地、建物といったすべての財産の出入りを記載する複式簿記を既に導入しています。

地方自治体の資産や負債の状況を的確に把握することができるようになるため、地方自治体に複式簿記の採用を義務づけることについて、総務大臣はどのように考えますか。答弁を求めます。

私は、敗戦後日本人がつくつてきたこのすばらしい日本をさらに夢と希望の持てる国とするために必要なことは、一つには地方の自立、二つには日本の自立、三つには国民の安全、安心の確保を実現することだと考えています。一つには地方の自立、二つには日本の自立、三つには国民の安全、安心の確保を実現することだと考えています。安倍総理は、戦後レジームを脱却して美しい国

をつくることですが、どんな美しい国なのか、全くわかりません。美しい国とは、戦前のように、一つ、国民に真実や事実を知らせない国、二つ、道州制に名をかりた疑似地方分権国家、三つ、大地主と小作人、大資本家と奉公人のようなお金の力による身分制格差社会、四つ、いつでも戦争する国となつてしまふのではないかと大変心配をいたしております。

もう一度申し上げます。美しい国とは、戦前のように、一つ、国民に真実や事実を知らせない国、二つ、道州制に名をかりた疑似地方分権国家、三つ、大地主と小作人、大資本家と奉公人のようにお金の力による身分制格差社会、四つ、いつでも戦争する国となつてしまふのではないかと大変心配をいたしております。

地方の自立は財政の自立なくしてあり得ません。権限はもちろんです、地方の財政が自立できるだけの税財源を今度こそ実現する覚悟で地方分権改革に取り組むよう要請して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣菅義偉君登壇)
福田議員からの質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、夕張市の財政破綻の責任についてであり、夕張市では、炭鉱の閉山により人口が急減し、歳入が大幅に減少しましたが、これに対応した行政サービス水準の見直しや組織のスリム化が、また一方で、観光事業等へ過大な投資を行い、さらに不適正な財務処理を行ったことで、多額の赤字を抱えるに至つたと理解をいたしております。

夕張市の赤字が拡大したことについて、財政運営を行つてきた市当局の責任は極めて重大であり、また、内部でのチェックも働かなかつたことから、議会や監査委員にも責任があると考えております。

また、国や北海道にも、一時借入金を用いた不適正な財務処理をチェックできなかったことについて一定の責任はあると思ひますが、地方公共団体の財政運営は、それぞれの責任において行われべきものと考えます。

次に、夕張市の財政問題と本法案との関係についてのお尋ねがありました。夕張市の財政の問題への対処がおくれたのは、不適正な財務処理により観光事業会計等の多額の赤字が隠されていたことが最大の原因ですが、現行再建法において観光事業会計等の特別会計の赤字が対象外となつていたことも要因の一つであります。

そこで、本法案では、全会計を通じて赤字を把握する連結実質赤字比率や、公社、第三セクター等を含めた実質的負債を示す将来負担比率等を監査委員の審査に付した上で毎年度公表することとし、指標が一定程度悪化した場合には、外部監査の要求を義務づけることとしたのであります。こうした仕組みが制度化されているならば、夕張市での財政の問題について、より早期に対処できたのではないかと思つております。

次に、夕張市の財政再建に対する支援についてお尋ねがありました。夕張市の財政再建が確実かつ早期に進められるように、北海道においては、低利資金の貸し付けを初め、市民生活や地域経済への影響を緩和し、一定水準の行政サービスを維持するため、総合的な支援を行うこととしております。

総務省といたしましても、こうした北海道の取り組みに対し、財政面も含め支援してまいりたいと思ひます。なお、こうした支援は、夕張市が行政全般にわたり、全国で最も効率的に運営している市町村を参考にして、聖域なき徹底した歳入歳出の見直しを行うことを前提としているものであり、今後、財政健全化を進める団体については、その都度個別に判断していくべきものと考えております。

次に、地方共有税についてのお尋ねがあります。

地方六団体から提案されている地方共有税構想は、交付税特別会計への直接繰り入れ、法定率の引き上げなどを内容としており、今後、地方分権改革の議論を進める中で、検討課題の一つになるのではないかと考えております。

なお、地方共同法人による配分といった御意見については、地方団体間の合意が困難なのではないかと、あるいは、どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供することができないようにする国の責任が果たせなくなるのではないかと、といった問題があると考えております。

次に、自治体間の財政力の格差についてお尋ねがありました。自治体間の財政力の格差については、まずは地方税、交付税等の一般財源総額を確保することにより、どのような地域にあっても一定水準の行政サービスが確保できるようにすることが必要と考へます。

また、地方分権改革を進めるとともに、頑張る地方応援プログラム等により、魅力ある地方の創出に向けた取り組みを強力に支援してまいりたいと思ひます。

さらに、地方消費税などできるだけ偏在の少ない税を中心に地方税の充実を図るなど、税収格差が拡大しないような方策を検討する必要がありますと考えております。

次に、財政の早期健全化や財政再生の対象となる団体の基準の考え方についてお尋ねがありました。

財政の早期健全化や再生の対象となる団体の基準については、年内に政令において定めることを予定いたしております。

その際には、財政の早期健全化は、深刻な財政悪化を未然に防止するため、住民によるチェック機能を生かしながら、自主的な財政の健全化を図

る段階であること、財政の再生は、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、地方債の制限や国の関与等を伴ってその財政の健全化を図る段階であることなどの本法案の規定の趣旨にのっとりて検討をしてまいります。

具体的には、現行制度で用いられております地方債における許可制への移行基準や、現行の再建団体にならなければ起債が制限される基準などを十分勘案して検討してまいります。

次に、地方公共団体の財政自主権との関係についてお尋ねがありました。憲法においては、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、これを法律で定めることとされており、また、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有することとされております。

本法案では、地方公共団体の財政状況が一定程度悪化した場合には、法律により、財政健全化計画の策定等を義務づけることとしておりますが、その内容については、できる限り当該団体の自主性を尊重するとともに、国などの関与についても、当該団体の自助努力を促し、あるいは確実な財政の再生を図る観点から必要最小限にとどめるものであります。

したがって、本法案は、御指摘のようなそごを来すものではないと考えております。次に、住民負担の増加について住民が監視を行う制度についてお尋ねがありました。

本法案では、全会計を通じた赤字や将来の財政負担の状況も含めた財政指標を整備し、毎年度それを議会に報告するとともに住民に公表することを義務づけるなど、住民に対する財政情報の開示を徹底する仕組みを設けております。したがって、将来の住民負担増加についても、本法案により、住民による監視が可能となるもの

と考えております。

なお、御指摘のような住民投票制度については、現行の代表民主制を基本とした我が国の地方自治制度のもとで、議会や長の本来の機能と責任をどう考えるかという点に十分留意する必要がある、幅広い議論が必要なものと認識をいたしております。

次に、債務調整の導入と地方公共団体の再生の仕組みについてお尋ねがありました。

地方公共団体の債務調整の問題については、地方財政制度の抜本的改革が進展した場合の地方財政の規律強化に向けた選択肢として評価をされるものの、首長の責任や財政力の弱い地方公共団体の資金調達のある方等の課題も指摘されており、現在、研究会を設けて御議論をいただいているところであります。私としては、今後の地方分権改革の議論に資するような議論がなされることを期待いたしております。

なお、本法案におきましては、現行の地方行政制度のもとで、徹底した自助努力と財政再生計画に対する総務大臣の同意を前提に、収支不足額を地方債に振りかえることを可能とする地方債の特例が設けられており、財政再生団体が債務の償還を行いながら収支不足を計画的に解消していくことができるものと考えております。

次に、監査制度の抜本的な見直しについてのお尋ねがありました。

監査制度は、地方行政全般に関する監視とチェックを行うことにより、その公正で能率的な運営を保障するという重要な機能を担うものであります。

これまでも、OB職員の監査委員への就任制限の強化や外部監査制度の導入等を行ってきたところでありますけれども、分権改革を進めるに当たり、地方の自立と責任を確立するよう、監査機能のさらなる充実強化について検討してまいりたいと思ひます。

次に、外部監査制度の対象団体の拡大についてのお尋ねがありました。

現在、包括外部監査制度は、都道府県、指定都市、中核市に義務づけられ、その他の市町村は条例により導入することができるほか、個別外部監査制度は条例により導入することができるものとされております。

外部監査制度の対象団体についても、これまでの外部監査制度の運用状況等を十分検証し、監査機能の充実強化が図られるよう検討してまいります。最後に、公会計のあり方についてお尋ねがありました。

現行の地方公共団体の会計制度である現金主義、単式簿記会計は、行政サービスに係る財源の配分という点でわかりやすい制度であります。現金支出を伴わない減価償却費などのコストや資産、債務の状況を幅広く把握するという点では課題もありません。

このため、発生主義、複式簿記の考え方を導入した公会計の整備は重要な課題と認識をいたしております。昨年八月に通知した地方行政革新指針により、全地方公共団体に対し、公会計の整備に取り組むよう要請しているところであります。

本法案により、地方公共団体の財政規律を確立していくためにも、早期に公会計の整備を進めていくことが重要であると考へます。

以上です。(拍手)
○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十四分散会

出席國務大臣

總務大臣 菅 義偉君
財務大臣 尾身 幸次君
農林水産大臣 松岡 利勝君

出席副大臣

總務副大臣 大野 松茂君

○議長の報告

(議席変更)

一、昨日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五 糸川 正晃君
一 下地 幹郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

中山 成彬君
広津 素子君
金田 誠一君
吉良 州司君
鉢呂 吉雄君
馬淵 澄夫君
田嶋 要君
田名部匡代君
大塚 拓君
丹羽 秀樹君
大塚 拓君
馬淵 澄夫君
田嶋 要君
石川 知裕君
田名部匡代君
田村 謙治君
枝野 幸男君
廣津 素子君
中山 成彬君
石川 知裕君
鉢呂 吉雄君
金田 誠一君
吉良 州司君

補欠

丹羽 秀樹君
大塚 拓君
馬淵 澄夫君
田嶋 要君
石川 知裕君
田名部匡代君
田村 謙治君
枝野 幸男君
廣津 素子君
中山 成彬君
石川 知裕君
鉢呂 吉雄君
金田 誠一君
吉良 州司君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育再生に関する特別委員

辞任

亀岡 偉民君

補欠

清水鴻一郎君

木原 誠二君

西本 勝子君
安井潤一郎君
山内 康一君
田嶋 要君
石井 郁子君
赤澤 亮正君
越智 隆雄君
高鳥 修一君
山本ともひろ君
小里 泰弘君
大塚 拓君
亀井善太郎君
清水鴻一郎君
篠田 陽介君
森本 哲生君
笠井 亮君

越智 隆雄君

高鳥 修一君
篠田 陽介君
赤澤 亮正君
森本 哲生君
笠井 亮君
亀井善太郎君
小里 泰弘君
山本ともひろ君
大塚 拓君
木原 誠二君
西本 勝子君
山内 康一君
亀岡 偉民君
安井潤一郎君
田嶋 要君
石井 郁子君

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)(参議院送付) 法律委員会 付託

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号) 経済産業委員会 付託

測量法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付) 国土交通委員会 付託

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号) 安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

映画の盗撮の防止に関する法律案(経済産業委員長提出)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

特殊法人等の役員員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

一、昨日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

映画の盗撮の防止に関する法律案

一、昨日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公営企業等金融機構法案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、昨日、参議院から、次の議案は提出者から撤回の申し出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

特殊法人等の役員員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(第百六十四回国会、松井孝治君外四名提出参議院継続審査)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、松井孝治君外五名提出参議院継続審査)

(質問書提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際協力銀行が二〇〇五年三月三十一日にマレーシアのパハン・セラングール導水事業に対して行った円借款融資に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

太平洋戦争中の中華民国国民政府の性格に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

安倍首相の靖国神社への真榊料の奉納に関する質問主意書(辻元清美君提出)

種苗法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

種苗法の一部を改正する法律案

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七條」を「第四十四條」に、「第三十八條」第四十二條」を「第四十五條」第四十九條」に、「第四十三條」第四十八條」を「第五十條」第五十七條」に、「第四十九條」第五十五條」を「第五十八條」第六十六條」に、「第五十六條」第六十二條」を「第六十七條」第七十五條」に改める。

第六條第二項中「第三十八條第二項」を「第四十五條第二項」に、「第四十七條第二項」を「第五十四條第二項」に改める。

第十四條第四項中「第四十二條第一項第一号」を「第四十九條第一項第一号」に改め、同條第五項中「第三十六條」の下に「から第三十八條まで」及び「第四十條から第四十三條まで」を加える。

第二十二條第一項中「第四十一條第二項」を「第四十八條第二項」に改める。

第三十四條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵

害の行為を組成した種苗、収穫物又は加工品を譲渡したときは、その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、育成者権者又は専利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、育成者権者又は専利用権者が受けた損害の額とすることができ、ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者又は専利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第六十二条に見出しとして「名称使用義務等の違反に対する過料」を付し、同条を第七十五条とする。
第六十一条に見出しとして「命令違反に対する過料」を付し、同条中「第四十条第三項」を「第四十七条第三項」に、「第五十三条の三」を「第六十四条」に改め、同条を第七十四条とする。
第六十条に見出しとして「両罰規定」を付し、同条各号を次のように改める。
一 第六十七条又は第七十条第一項 三億円以下の罰金刑
二 第六十八条又は第六十九条 一億円以下の罰金刑
三 第七十一条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑
第六十条に次の二項を加える。
2 前項の場合において、当該行為者に対してした第七十条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。
3 第一項の規定により第六十七条又は第七十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
第六十条を見出しとして「虚偽届出等の罪」を付し、同条第一号中「第四十九条」を「第五十八条」に改め、同条第二号中「第五十三条第一項又は第五十三条の二第一項」を「第六十二条第一項又は第六十三条第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条」を「第六十五条」に改め、同条を七十二条とする。
第五十八条に見出しとして「虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪」を付し、同条第一号中「第五十条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第二号中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。
第五十七条に見出しとして「詐欺の行為の罪」を付し、同条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「三百万円」に改め、同条を第六十八条とし、同条の次に次の二条を加える。
第六十九條 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
(秘密保持命令違反の罪)
第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
第五十六条に見出しとして「侵害の罪」を付し、同条中「三年」を「十年」に、「又は三百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条を第六十七条とする。
第五十五条第一項中「第五十条第四項、第五十三条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三

条」を「第五十九条第四項、第六十条、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条に改め、第三章中同条を第六十六条とし、第五十四条を第六十五条とし、第五十三条の三を第六十四条とし、第五十三条の二を第六十三条とし、第四十九条から第五十三条までを九条ずつ繰り下げ、第二章第七節中第四十八条を第五十七条とし、第四十七条を第五十四条とし、同条の次に次の二条を加える。
(品種登録表)
第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産省令で定めるところにより、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録に係る旨の表示(以下「品種登録表示」という。)を付するように努めなければならない。
(虚偽表示の禁止)
第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為
三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するた

め、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為
第四十六条を第五十三条とし、第四十五条を第五十二条とし、第四十四条を第五十一条とし、第四十三条中「平成八年法律第九号」を削り、同条を第五十条とする。
第四十二条第一項第四号中「第三十八条第五項」を「第四十五条第五項」に改め、同項第五号中「第三十八条第七項」を「第四十五条第七項」に改め、同項第六号中「第四十条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四項第三号中「第三十八条第六項」を「第四十五条第六項」に改め、第二章第六

節中同条を第四十九条とする。
第四十一条第一項中「ときは」の下に「利害関係人の申立てにより又は職権で」を加え、同条を第四十八条とし、第四十条を第四十七条とし、第三十九条を第四十六条とし、第三十八条を第四十五条とし、第二章第五節中第三十七条を第四十四条とする。
第三十六条の見出しを「書類の提出等」に改め、同条中「対し」の下に「当該侵害の行為について立証するため、又は」を加え、同条に次の三項を加える。
2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
4 前三項の規定は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。
第三十六条を第三十七条とし、同条の次に次の六条を加える。
(損害計算のための鑑定)
第三十八条 育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必

要とする。
第三十七條 第三十八條第一項第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑
第六十条に次の二項を加える。
2 前項の場合において、当該行為者に対してした第七十条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。
3 第一項の規定により第六十七条又は第七十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
第六十条を見出しとして「虚偽届出等の罪」を付し、同条第一号中「第四十九条」を「第五十八条」に改め、同条第二号中「第五十三条第一項又は第五十三条の二第一項」を「第六十二条第一項又は第六十三条第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条」を「第六十五条」に改め、同条を七十二条とする。
第五十八条に見出しとして「虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪」を付し、同条第一号中「第五十条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第二号中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。
第五十七条に見出しとして「詐欺の行為の罪」を付し、同条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「三百万円」に改め、同条を第六十八条とし、同条の次に次の二条を加える。
第六十九條 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
(秘密保持命令違反の罪)
第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
第五十六条に見出しとして「侵害の罪」を付し、同条中「三年」を「十年」に、「又は三百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条を第六十七条とする。
第五十五条第一項中「第五十条第四項、第五十三

要な事項について説明しなければならない。
(相当な損害額の認定)

第三十九条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。
(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがある

り、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
一 秘密保持命令を受けるべき者
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。
5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(秘密保持命令の取消し)

第四十一条 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、そ

の者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。
(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)
第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の規定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。
2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。
3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。
(当事者尋問等の公開停止)
第四十三条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい

支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。
4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第三十五条の次に次の一条を加える。
(具体的態様の明示義務)
第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものと主張する種苗、收穫物又は加工品の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。
4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第三十五条の次に次の一条を加える。
(具体的態様の明示義務)
第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものと主張する種苗、收穫物又は加工品の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。
4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第三十五条の次に次の一条を加える。
(具体的態様の明示義務)
第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものと主張する種苗、收穫物又は加工品の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等とその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。
4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
第三十五条の次に次の一条を加える。
(具体的態様の明示義務)
第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものと主張する種苗、收穫物又は加工品の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第一條 (施行期日)
この法律は、平成十九年十二月一日から

平成十九年五月十一日 衆議院会議録第二十九号

施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（権利侵害に係る規定の適用に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第二章第五節（新法第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第二章第五節（旧法第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三十四条第一項及び第三十九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終了した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

2 新法第四十条から第四十二条までの規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終了した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

（施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するため刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第...号）の施行の日後となつた場合には、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十六條の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当

該行為が日本国内において行われたとしたならば同条の罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たると認められるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二條第一項第一号の犯罪収益とみなす。

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書（の1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（そ

として定着し、その価値が高まる一方、侵害が疑われる事例が増加している等の状況にかんがみ、育成者権の適切な保護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備
（一）侵害者が譲渡した侵害品の数量に権利者が販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた額を損害額と推定できるものとする。

（二）被告は、原告が主張する侵害の態様を否認する場合には、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないものとする。

（三）書類提出命令の対象に侵害行為の立証に必要な書類を加えるとともに、文書の所持者が提出を拒む場合には、裁判所が事前に当該文書を見て提出義務の有無を判断する手続を導入するものとする。

（四）当事者に損害計算のための鑑定人に対する説明義務を課すものとする。

（五）損害額を計算するための事実の立証が極めて困難な場合には、裁判所が相当な損害額の認定をできるものとする。

（六）営業秘密に係る秘密保持命令について所要の規定を整備するとともに、営業秘密に該当するものについて当事者等が尋問を受ける場合は、その公開を停止できるものとする。

2 表示の適正化等
（一）登録品種の種苗を譲渡する者は、種苗又はその包装に品種登録表示を付するよう努めなければならないものとする。

（二）登録品種でない種苗に品種登録表示又はこれに類似する表示を付すること等を禁止するとともに、この違反に対して、罰則を科すものとする。

3 罰則の引き上げ等
（一）育成者権の侵害及び詐欺により品種登録を受ける行為について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。

（二）秘密保持命令に違反した者に罰則を科すものとする。

4 施行期日
この法律は、平成十九年十二月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
本案は、育成者権の適切な保護に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十九年五月十日
農林水産委員長 西川 公也
衆議院議長 河野 洋平殿

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成十七年四月十九日から平成十七年十二月十三日までの間において決定された九百九十六億九千二百二十九万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費、国際的なテロリズム

出、参議院送付）に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、植物新品種の育成者権が知的財産権

種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、植物新品種の育成者権が知的財産権

の防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要経費等十五件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)
(第百六十四回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十七年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成十七年六月十七日から平成十七年十一月二十九日までの間において決定された七百七十五億三千四百八十二万九千円の経費増額につき、財政法の規定に基づく予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要経費の増額、河川事業の推進に必要な経費の増額等五特別会計の十五件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成十八年三月十七日から平成十八年三月二十二日までの間において決定された百一十億千六百三十万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、豪雪に伴う道路事業に必要な経費、家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費の二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度特別会計予備費の予算総額一兆六千五百二十一億二千二百万円のうち、平成十八年三月二十二日から平成十八年三月三十一日までの間において決定された二十億九百七十五万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費、交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定における通告書

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

送付費支出金に必要な経費の二特別会計の二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)
(第百六十四回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十七年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成十八年三月二十二日から平成十八年三月三十一日までの間において決定された七百六十七億二千五百七十七万二千円の経費増額につき、財政法の規定に基づく予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税配付金に必要な経費の増額の三特別会計の三件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十九年五月十日
決算行政監視委員長 仙谷 由人
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第二十一号中正誤

一 欄外 石野久夫君 石野久男君

同 第二十二号中正誤

一 ページ三段七行から一二行は次のようになるべきの誤り。
日本国憲法の改正手続に関する法律
律案
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律
及び同報告書

同 第二十六号中正誤

二 二 段 枝野幸男外 枝野幸男君外
同 二 三 段 枝野幸男外 枝野幸男君外

同 二 四 段 吉良州司 吉良州司君
同 二 七 段 中川正春 中川正春君

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書、平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書、平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会、内閣提出)に関する報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|----------------|-------------|
| 発行所 | |
| 東京港区虎ノ門二丁目 | 千一〇五―八四四五 |
| 二番四号 | 二番四号 |
| 独立行政法人国立印刷局 | 独立行政法人国立印刷局 |
| 電 話 | |
| 03 (3587) 4294 | |
| 定 価 | |
| 本体 | 本号一部 |
| 一〇円 | 一五円 |